

街区境界調査後に境界を確認する場合について

川口市地籍調査（街区境界調査）済地区において街区境界未定部分の境界を確認する場合、境界確認にあたり土地家屋調査士、測量士等の資格又は同等の測量技術を有する者を代理人として選任し、下記書類を道路管理課へ提出して下さい。

【必要書類】

- ・ 街区境界確定図更新申請書
- ・ 案内図（対象地が分かるように道路等と接している部分を赤で塗ってください。）
- ・ 公図写し（対象地が分かるように道路等と接している部分を赤で塗ってください。）
- ・ 全部事項証明書（原本）（隣接地含む）※申請地の所有者住所が異なる場合は、住民票、戸籍の附票、住居表示証明等関連が判る書類を添付すること。
- ・ 印鑑証明書（原本）（法人の場合は、資格証明書または法人登記簿の写しも添付）
- ・ 委任状（実印 本人署名）※任意様式：境界確認に関する委任がされていることが分かるもの。
- ・ 確定図
- ・ 立会証明書（原本）

（※立会証明書には、以下の文言を「地形・筆界点見取図」（※別添の記入例参照）に記載し各境界標と基準点の座標を記述した図面を添付。）

※相続が発生している場合には相続人全員の申請とし、法定相続情報一覧図等、これを証明する書類を添付してください。（法定相続情報【相続関係説明図】及び戸籍謄本、登記事項証明書の写し等、相続人全員の印鑑証明書及び住民票、遺産分割協議書等）

※ご立会いの二週間前には一度、地籍調査担当者にお見せください。

下記アドレスに送付をお願いします。

E-mail : chiseki@city.kawaguchi.saitama.jp

※立会証明書は原本の提出が必要です。